

2026年1月22日
あすか少額短期保険株式会社

ストーカー対策費用保険金の改定

弊社商品を以下のとおり改定いたしましたのでご案内いたします。

1. ストーカー対策費用保険金について

ストーカー対策費用保険金は、ストーカー行為等を受けたことを原因として、警察にストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）に基づく申出等を行い受理された場合、対策のために生ずる費用に対して30万円を限度に保険金をお支払いするものです。

ストーカー対策費用保険金を補償する契約は以下のとおりです。

- ・新・入居者あんしん保険に新・補償拡大特約等を付帯した契約（プラン名：「スーパープレミアL」など）
- ・入居者あんしん保険にストーカー対策費用保険金補償特約を付帯した契約（継続契約のみ販売）
- ・法人用賃貸住宅総合保険に法人用補償拡大特約を付帯した契約（プラン名：「ワイドL」など）

2. 改定内容

以下のとおりストーカー規制法が改正されました。

- ・紛失防止タグ（※）の位置情報を取得する行為、紛失防止タグ（※）を取り付ける行為等を新たに規制対象とする。
※紛失物の発見の補助等を目的として開発・販売されている装置
- ・改正前は、警察が加害者へ警告をするには、被害者からの警察への申出が必須であったところ、警察の職権での警告を創設した。

つきましては、弊社のストーカー対策費用保険金においてもこれらを保険の対象といたします。

改定日：：2025年12月30日（※）以降に発生した保険事故からこの改定を適用いたします。

※ストーカー規制法の改正法の施行日

過去にご締結いただいたご契約を含め、この改定を適用いたします。

追加の保険料をいただくことはございません。お手続き等も不要です。

今後も弊社は、企業理念「新しい価値の創造と笑顔あふれる暮らしの想造」を企業活動の原点とし、お客様本位の業務運営に基づいた取組みを全うしてまいります。ご不明な点がございましたら、下記窓口までご連絡くださいますようお願いいたします。

（担当窓口）0120-592-166 [平日9:00~17:00]

以上